

平成 30(2018)年度諮問（一）第 5 号
答申（一）第 7 号

「地方税法及び栃木県県税条例に基づく自動車税賦課決定処
分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成30(2018)年5月2日付けで行った地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)及び栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「条例」という。)に基づく平成30年度自動車税の賦課決定処分(以下「本件処分」という。)についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却されるべきであるという知事(以下「審査庁」という。)の判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

平成30(2018)年5月2日、処分庁は審査請求人が所有する自動車(以下「本件自動車」という。)に対し、法第145条第1項及び条例第103条第1項に基づき、本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。

平成30(2018)年7月9日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分における重課率税額(5,100円)に関する部分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、平成30(2018)年12月26日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 審査請求の趣旨

平成30年度自動車税賦課決定処分のうち、重課税率分(5,100円)に関する部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は審査請求の理由を次のように主張している。

- ・ 本件自動車は、現在における自動車取得税等のいわゆるエコカー減税の対象自動車と比べ、排出ガス性能及び燃費性能ともに環境負荷の大きい自動車に該当しない。
- ・ 初度登録から一定の年数を超えたことで一律に税率を重くする措置(以下「重課措置」という。)を適用することは、自動車グリーン税制導入ときに片山総務大臣が答弁で示した考え方に反する。
- ・ 自動車の環境負荷を車齢で一律に評価することに合理性がない。
- ・ 自動車税の税率を軽減する特例措置及び重課措置の対象車両を細分化しないことは不当である。

また、審査請求人は、処分庁の不当な処分により自動車税が未納とな

り車検が受けられず、本件自動車を業務に使用できないため労働権が侵害される恐れがある、と主張している。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 自動車税については、法第145条第1項及び条例第103条第1項により、自動車に対し、その所有者に課するとされており、適用される税率は、法第147条及び条例第106条に自動車の排気量に応じてそれぞれ規定されている。

イ ただし、法附則第12条の3及び条例附則第28条において、一定の条件を満たした自動車に対する軽課措置及び重課措置が規定されており、法附則第12条の3第1項第1号及び条例附則第28条第1項第1号の規定に基づき、「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの」は「新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」から、重課措置が適用される。

ウ 登録ファイルによれば、本件処分に係る自動車は、ガソリンを内燃機関の燃料として用い、初度登録年月が平成16年10月で、総排気量1.33リットルの自家用乗用車であることから、適用される税率は、法第147条第1項第1号ロ及び条例第106条第1項1号ロの34,500円を、法附則第12条の3第1項及び条例附則第28条第1項の規定により読み替えた39,600円となる。

(2) 本件処分の妥当性について

審査請求人の主張は、本件処分が現行法令である法第147条第1項第1号ロ、条例第106条第1項1号ロ、法附則第12条の3第1項及び条例附則第28条第1項の規定に基づいた処分であると認められること、自動車のグリーン化税制（以下「制度」という。）導入当時と現在の自動

車の燃費性能では大幅な差があり、制度導入当時の考え方に基づく重課措置を行うことは今日の環境負荷基準と大きく乖離することや、制度導入当時の片山総務大臣の答弁においても、排気ガス性能以外の要因も総合的に勘案して設定したとあることから、理由がない。

そもそも、審査請求人の主張は全て現行の法令に対する不服であると認められるが、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で処分をしなければならず、法令と異なる処分をすることはできない。よって、自動車の登録情報に基づき処分庁が行った本件処分は、正当なものである。

なお、審査請求人は不当な本件処分に起因する労働権の侵害の恐れを主張するが、本件処分が正当なものである以上、本件処分に起因した労働権の侵害は起こりえない。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 審査会の判断について

自動車税に係る制度は、法の枠内で条例により定められており、自動車税は、自動車に対し、賦課期日(4月1日)現在の所有者に課するとされ(条例第103条第1項)、その税率は、総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下の自家用の乗用車については、年額34,500円とされている(条例第106条第1項第1号ロ(2))。

ただし、上記自家用自動車のうち、平成18年3月31日までに新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、特例措置が適用され、新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税は、39,600円とすることとされている(条例附則第28条第1項第1号)。

そこで、本件処分についてみると、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は1.33リットル、燃料の種類は「ガソリン」であり、初度登録年月は平成16年10月であるため、平成30(2018)年度の自動車税は、特例措置が適用され、39,600円とされたものである。よって、処分庁は、条例の定めるところに従い、適正に本件処分を行っているとして認められ、本件処分を取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、審査請求人は、上記 第3 1(2)のとおり主張しているが、これ

らの主張は、全て現行の法令に対する不服であると認められる。

一方、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にあり、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものである。つまり、審査庁は現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできないのであり、本件処分は正当なものであるとした審査庁の判断は妥当である。

また、本件処分に違法又は不当な点が認められない以上、処分庁の不当な処分を起因として労働権が侵害されるおそれがある、との審査請求人の主張を採用することはできない。

したがって、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである、とした審査庁の判断は妥当である。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 30(2018)年 12 月 26 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成 31(2019)年 1 月 23 日 (第 20 回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
平成 31(2019)年 3 月 11 日 (第 22 回審査会第 1 部会)	・ 第 2 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 菌 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 学部長	部会長

(五十音順)